

登米市総合評価一般競争入札（特別簡易型）

落札者決定基準

（請第97号 平成21年度長谷地区（農集排）管路施設（3工区）工事）

平成21年8月

登米市建設部下水道課

1. 総則

本「落札者決定基準」は、登米市が発注する請第97号長谷地区（農集排）管路施設（3工区）工事の請負者の選定を登米市総合評価一般競争入札（特別簡易型）で実施するに当たって、落札者を決定するための基準を示すものである。

2. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

イ 落札候補者は、総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じ者（以下「同点者」という。）が2者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とみなす。

ロ イの落札候補者について、入札執行者にあつては入札公告で定めた入札参加資格以外の入札参加資格を、工事担当課等にあつては総合評価技術資料の確認を行うものとする。

ハ 入札執行者は、ロの確認の結果、落札者として適当と認める場合は、落札者とみなす。ただし、同点者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札者とみなすものとする。

ニ 入札執行者は、ロの確認の結果、落札候補者を落札者として不適当とした場合は、当該落札候補者に対して、速やかに不適格の旨を通知するものとする。

ホ 市長は、落札者を決定しようとするときは、価格その他の条件が市にとって最も有利なもの決定について、対象工事の落札者決定基準を定めようとするときの学識経験者の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には、その意見を聴かなければならない。

(2) 総合評価の方法

総合評価点の算定方法

総合評価点は、次の式により算定する。

総合評価点 = 価格評価点 + 価格以外の評価点

価格評価点と価格以外の評価点の点数は、次のとおりとする。

① 価格評価点 価格評価点は、以下の計算式のとおりとする。

価格評価点 = 80点 × 最低の入札価格 / 入札価格

【最低の入札価格とは、当該入札に係る最低制限価格以上予定価格以下の範囲内でした最低の入札価格とする。】

【入札価格とは、当該入札に係る最低制限価格以上予定価格以下の範囲内でした各人の入札金額とする。】

② 価格以外の評価点 20.0点

③ 総合評価点 ① + ② の合計点数とする。

【評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。】

価格評価点の算出方法・・・上記①による

価格以外の評価点算定方法・・・別紙1～5による

※ 価格以外の評価点の評価項目及び評価点の配点表

評価の視点		評価項目	配点	提出資料	
技術力	企業評価 (施工能力)	① 過去の工事実績 同種工事の経験の有無 (過去5年間)	5	契約書及び仕様書等の写	
		② 不誠実な行為の有無 (過去1年以内の登米市から指名停止の有無) (指名停止回数1回につき1点減点)	△1	自己申告及び指名停止状況の確認	
	優良工事 表彰	① 公共機関からの優良工事表彰の有無 (過去5年間)		賞状の写及び表彰された工事契約書並びに仕様書等の写	
		表彰実績あり (同種工事)	1		
		表彰実績あり (他工事)	0.5		
	ISO承認の 取得状況	ISO9001及び14001の認証を取得済み	1	認証取得証明書等の写	
		ISO9001及び14001のいずれか一方の認証を取得済み	0.5		
	配置する技 術者の能力	① 主任技術者の保有する資格の有無	1級土木施工管理技士又は技術士	2	技術者資格者証等の写
			2級土木施工管理技士	1	
			② 継続教育 (CPD) の取組状況の有無		
		継続教育の証明あり (各団体推奨単位以上取得)	1		
		継続教育の証明あり (各団体推奨単位1/2以上取得)	0.5		
③ 主任技術者の施工経験の有無 (過去5年間)				契約書、現場代理人等通知書及び仕様書等の写	
	同種工事の施工経験の実績有	3			

社会性	労働福祉	① 建退共又は退職一時金制度導入の有無	1	経審等の写
		② 企業年金制度導入の有無	1	経審等の写
		③ 障害者雇用の有無		雇用証明書及び 障害者認定書等 の写
		雇用率が法定雇用率（1.26%（建設業の除外率含む）） 以上	1	
雇用率が法定雇用率（1.26%（建設業の除外率含む）） 未満	0.5			
地域性	地域貢献	① 登米市との災害時対応のための協定書締結の有無 （過去2年間）	0.5	協定書等の写
		② 登米市（合併前の9町を含む。）での災害時対応の実績の有無（過去5年間）	1.5	報告書・感謝状・ 御礼状等の写
		③ 登米市除融雪業務の受託実績の有無（過去2年間）	1	契約書等の写し
		④ その他の地域貢献の実施の有無（過去5年間）		報告書・感謝状・ 御礼状等の写
		3事業以上の実績あり	1	
1事業以上3事業未満の実績あり	0.5			
			20	

（備考）

1. 価格以外の評価点は、応募者の自己申告により評価し、発注者が審査する。
2. 申請時の企業独自採点を最大点とし、錯誤があっても加点とはなりません。
3. 錯誤の申告とは、入札参加者が有している実績以下の内容で申告した場合とする。
4. 落札候補者には、確認資料の提出を求める。
5. 虚偽の申告による応募は失格とする。
6. 虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合又は申告した内容を証明することができない場合とする。

1. 価格評価点

(1) 価格評価点は、以下の計算式で求めます。

$$\text{価格評価点} = 80 \text{点} \times \text{最低の入札価格} / \text{入札価格}$$

【評価点は、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までとする。】

2. 技術力

(1) 企業評価

① 企業の同種工事の経験（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
5	標準	実績あり
0		実績なし

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・同種工事の条件
「様式—特簡1」の（同種工事の条件）欄に記載しているものとする。
- ・基準日は、公告日とし公告日までに完成し引渡しが完了した工事とする。
- ・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

② 不誠実な行為の有無（過去1年以内の登米市からの指名停止措置の有無）

配点	記載内容	評価基準
△1	1回（1回増える毎に1点減点）	指名停止を受けている回数
0	0回	

※過去1年以内に登米市から指名停止措置を受けている回数を基準とする。

- ・基準日は公告日とする。

(2) 優良工事表彰

① 公共機関からの優良工事表彰の有無（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
1	実績あり（同種工事）	表彰実績内容により評価
0.5	実績あり（他工事）	表彰実績内容により評価
0	実績なし	

- ・同種工事の条件は、「様式—特簡1」の（同種工事の条件）欄に記載しているものとする。
- ・同種工事の内容により評価を決定する。
- ・公共機関は、国、県とする。
- ・基準日は公告日とする。

(3) ISO承認の取得状況

配点	記載内容	評価基準
1	優良	ISO9001及び14001の承認を取得済み
0.5	標準	ISO9001又は14001のいずれかの承認を取得済み
0	なし	承認未取得

(4) 配置する技術者の能力

①主任技術者の保有する資格の有無

配点	記載内容	評価基準
2	標準	1級土木施工管理技士又は技術士
1		2級土木施工管理技士

②配置する技術者の継続教育（CPD）の取得状況

配点	記載内容	評価基準
1	優良	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）
0.5	標準	継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の1/2以上推奨単位未満取得）
0	なし	継続教育の証明なし（各団体推奨単位以下の1/2未満取得）

・当該工事に配置する技術者について、以下のいずれかの対象団体が実施している継続教育の登録の有無及び各団体の推奨単位に対する状況を申告する。

（社）日本技術士会 150単位（3年間）

（社）全国土木施工管理技士連合会 30単位（1年間）

農業土木技術者継続教育機構 50単位（1年間）

（社）日本建築士会連合会 50単位（1年間）

③主任技術者の施工経験の有無（過去5年間）

主任技術者の同種工事の経験

配点	記載内容	評価基準
3	標準	実績あり
0		実績なし

※以下の全ての要件を満たすこと。

・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。

・同種工事の条件、「様式—特簡1」の（同種工事の条件）欄に記載しているものとする。

・基準日は、公告日とし公告日までに完成し引渡しが完了した工事を対象とする。

・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

3. 社会性

(1) 労働福祉

①建設業退職金共済制度・退職一時金制度導入の有無

配点	記載内容	評価基準
1	優良	自社導入済
0	なし	自社未導入

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・対象制度（経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。）
「労働協約」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合
 - ・建設業退職金共済制度
 - ・特定退職金制度

②企業年金制度導入の有無

配点	記載内容	評価基準
1	優良	自社加入済
0	なし	自社未加入

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・対象制度（経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。）
 - ・厚生年金基金加入
 - ・確定給付年金制度
 - ・適格退職年金制度
 - ・確定拠出年金制度

③障害者雇用状況（適用法令：障害者の雇用の促進に関する法律）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	障害者の雇用率が法定雇用率（1.26%（建設業の除外率含む））以上
0.5	標準	障害者の雇用率が法定雇用率（1.26%（建設業の除外率含む））未満
0	なし	障害者の雇用なし

※以下の式により算出する。

- ・雇用障害者数／建設業従業員数×100（%）により算出する。
- ・応札企業と直接雇用関係にある建設業従業員（雇用期間を特に限定することなく常時雇用する労働者（1週間の所定労働時間が当該事業主の事業所に雇用する労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣が定める時間数未満である常時雇用する労働者を除く）を対象とする。
- ・重度障害者（1級又は2級相当）の認定を受けている者を雇用している場合は、その1人をもって障害者2人とみなす。

4. 地域性

(1) 地域貢献

①登米市との災害時応急対応の協定書締結状況（過去2年間）

配点	記載内容	評価基準
0.5	優良	実績あり
0	なし	実績なし

・基準日は、公告日とする。

②登米市（合併前の9町を含む。）での災害時応急対応の活動実績（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
1.5	優良	実績あり
0	なし	実績なし

※実績証明資料は以下のとおり

- ・登米市（合併前の9町を含む。）での災害時応急対応の活動実績
- ・基準日は、公告日とし公告日までに実施した事業とする。

③登米市除融雪業務の受託実績（過去2年間）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	実績あり
0	なし	実績なし

・基準日は、公告日とし公告日までに契約した業務（登米市除融雪作業委託業務）とする。

④その他地域貢献の実施の有無（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
1	優良	3事業以上の実績あり
0.5	標準	1事業以上3事業未満の実績あり
0	なし	実績なし

※実績証明資料は以下のとおり

- ・基準日は、公告日とし公告日までに実施した事業とする。
イ道路清掃等のボランティア活動に積極的に参加している。
ロ交通安全運動や献血運動に事業所ぐるみで協力している。
イ、ロの例のほかその他の地域貢献として評価される登米市内（合併前の9町内を含む。）での活動があれば内容が確認できるもの：活動要領及び事務所として参加したことが確認できる報告書、証明書（公共機関の証明）、感謝状、お礼状など
- ・1事業の取扱いは、1活動を1事業として取扱うものとする。従って、1年間に同種の活動を3回実施した場合は3事業として評価する。

様式—特簡 1

価格以外の評価項目及び評価基準

工事名；

会社名；

評価の視点		評価項目	特別簡易型			
			評価項目	企業独自採点	発注課採点	
技術力	企業評価 (施工能力)	① 過去の工事成績 同種工事の経験の有無（過去5年間）	○			
		② 不誠実な行為の有無 （過去1年以内の登米市から指名停止の有無）	○			
	優良工事 表彰	① 公共機関からの優良工事表彰の有無（過去5年間）				
		表彰実績あり（同種工事）	○			
		表彰実績あり（他工事）	○			
	ISO承認の 取得状況	ISO9001及び14001の認証を取得済み	○			
		ISO9001及び14001のいずれか一方の認証を取得済み	○			
	配置する技 術者の能力	① 主任技術者の保有する資格の有無	1級土木施工管理技士又は技術士	○		
			2級土木施工管理技士	○		
			② 継続教育（CPD）の取組状況の有無			
		継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上取得）	○			
		継続教育の証明あり（各団体推奨単位1/2以上取得）	○			
		③ 主任技術者の施工経験の有無（過去5年間）	同種工事の施工経験の実績有無	○		

社会性	労働福祉	① 建退共又は退職一時金制度導入の有無	○		
		② 企業年金制度導入の有無	○		
		③ 障害者雇用の有無			
		雇用率が法定雇用率（1.26%（建設業の除外率含む））以上	○		
		雇用率が法定雇用率（1.26%（建設業の除外率含む））未満	○		
地域性	地域貢献	① 登米市との災害時対応のための協定書締結の有無（過去2年間）	○		
		② 登米市（合併前の9町を含む。）での災害時対応の実績の有無（過去5年間）	○		
		③ 登米市除融雪業務の受託実績の有無（過去2年間）	○		
		④ その他の地域貢献の実施の有無（過去5年間）			
		3事業以上の実績あり	○		
		1事業以上3事業未満の実績あり	○		
※企業独自採点（太線枠内）欄のみ記入すること。					

※不明な点は、総務部総務課契約係まで問い合わせのこと。

○同種工事の条件

公告日以前5年間において、元請として登米市（合併前の9町及び迫川広域下水道組合を含む。）及び他の公共団体発注の下水道管路並びに管渠工事とする。

（備考）

1. 価格以外の評価点は、応札者の自己申告により評価し、発注者が審査する。
2. 申請時の企業独自採点を最大点とし、錯誤があっても加点とはなりません。
3. 錯誤の申告とは、入札参加者が有している実績以下の内容で申告した場合とする。
4. 落札候補者には、確認資料の提出を求める。
5. 虚偽の申告による応札は失格とする。
6. 虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告した場合で申告した内容を証明することができない場合とする。